

金田町人の動き

世帯数 2,202
人口 8,894+19
男 4,312
女 4,582
出生 49
転入 32
転出 8
死亡 6

かなだ

第115号

金 田 町 報
発行所 金田町中央公民館
編集兼発行人 清水 義 雄
印刷所 九州機関紙印刷所
電 話 093 ⑧ 4 4 6 1

『伸びゆく国民年金』

～年金だより～

住 民 課

七〇年代は年金の時代といわれています。国民年金制度は、皆さんの老後の生活を守ってくれます。病气やけがをしたとき、また、一家の働き手をなくしたときにもその後の生活を守ってくれます。拠出制の国民年金制度が発足して十年、ようやく望みのいわゆる十年年金とよばれる拠出制者今年金の支給がこの八月に開始されたことは国民皆年金の実質的な幕明けを意味し、ますます充実した国民年金制度となりました。

国民年金は、他の年金制度に加入していない二〇歳から三十九歳までの人をその加入対象者としていますが、厚生年金や船員保険など他の公的年金に加入している人たちの配偶者も希望すれば加入することができます。国民年金に加入する手続きは、居住地の市区町村役場の国民年金課か、係へ出向いて加入の届出をすればよいのです。国民年金に加入すると毎月保険料をかける必要はありません。保険料の額は、一カ月四五〇円ですが、所得のある人は希望してさらに三五〇円をかけたより高額の年金を受け取ることができます。また、国民年金には加入者が経済的にどうしても保険料をかけられないような場合これを免除する制度があります。たとえば、生活扶助を受けている人、国民年金の障害年金や母子(準母子)福祉年金を受け

金田町青少年

柔剣道大会開催さる

青少年問題協議会

次代を担う青少年を健全に育成することは、いつの時代でも大切な問題であります。スポーツを通じて青少年の心身を鍛練し、明るく健康に育てることは、最も意義あることであり、この意味におきまして、毎年開催しております青少年柔剣道大会も、今年で八回を重ね、金田町青少年問題協議会主催のもとに、金田町在住の小学生十

除を受けた期間について、あとで余裕ができたとき納めることができる追納制度があります。免除を受けた方には、できるだけこの追納制度の活用をおすすめいたします。

拠出制国民年金の給付は老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金の七つの年金と死亡一時金があります。国民年金に加入しておれば、突然に不測の事故がおきたときにはこれらの年金のうちいづれかが支給されることとなります。

年金の額は、保険料と市町村や団体に還元融資され、物価や国民所得の変動に応じて、少なくとも五年目ごとに再計算される仕組みになっていますので、将来、物価や消費水準が変動しても、年金の値打ちがなくなるような心配はありません。

国民年金は国で行なう年金制度で加入者が納めた保険料の額の半分を国が援助することになっており、四五〇円の保険料については、その半分の二二五円を加えた六七五円を将来の年金給付の財源として積み立てられています。毎年この一部が加入者の福祉のため市町村や団体に還元融資され、病院、保育所、身体障害施設、老人福祉施設などの建設に役立っております。このように国民年金は、国民の生活にはなくてはならない制度になっています。

国民年金に加入するには、市区町村役場に届け出るだけです。面倒くさがったりして加入洩れにならないようくれぐれも注意して下さい。

他の年金制度を脱退した場合には切れ目をつくらぬようにしましょう。関係者の協力で国民年金制度をさらに大きく育てていくことがありませんか。

金田町史

頒布価格 1,000円

御希望の方は中央公民館へ

- 議長賞 桑野 和則
- 教育長賞 岩本 泰三
- 四 位 辰島大四郎
- 中学一・二年生
- 町長賞 須藤 達男
- 議長賞 田村 利文
- 教育長賞 清水 博志
- 中学三年生
- 町長賞 山崎慎太郎
- 議長賞 竹原 英秋
- 教育長賞 中尾 勉
- 剣道の部
- 中学一年生
- 町長賞 中村 幸二
- 議長賞 瀬戸山純孝
- 教育長賞 辰島 幸男
- 中学二年生
- 町長賞 辰島 邦人
- 議長賞 丸山 和彦
- 教育長賞 田村 勝治
- 中学三年生
- 町長賞 草場喜代嗣
- 議長賞 吉田 克彦
- 教育長賞 井戸 勝人
- 青年・高校生
- 町長賞 占部 敏
- 議長賞 川崎 弘
- 教育長賞 辰島 建美

援護だより

住民課福祉係

今回恩給法や戦傷病者、戦没者遺族援護法の一部が改正されて、本年十月一日からつぎのような恩給や年金などが支給されるようになり、早目に役場福祉係にお尋ねください。

1、旧軍人等の特例傷病恩給

大東亜戦争（昭和十六年十二月八日）以降、内地、朝鮮、台湾、関東州などで職務に關連して負傷したり、病氣にかかって一定限度（第5款症以上）以上の障害がある者に支給（公務傷病年額の十分の七・五相当額）される（新設）

(1)戦地外戦務加算
ア航空基地戦務加算
イ増給、詰切、居残食料支給指定部隊勤務者
ウ直接防衛に關する勤務従事者
エ不健康地勤務加算職務加算
オ不健康地勤務加算

(2)返す、不健康地勤務加算
ア返す、不健康地勤務加算
イ航空基地戦務加算
イ増給、詰切、居残食料支給指定部隊勤務者
ウ直接防衛に關する勤務従事者
エ不健康地勤務加算職務加算
オ不健康地勤務加算

(1)戦地外戦務加算
ア航空基地戦務加算
イ増給、詰切、居残食料支給指定部隊勤務者
ウ直接防衛に關する勤務従事者
エ不健康地勤務加算職務加算
オ不健康地勤務加算

イ各種職務加算
(1)航空勤務加算
(2)戦車勤務加算
(3)潜水艦勤務加算
(4)不健康業務加算
(5)遠洋航海艦隊勤務加算

3、旧軍人等の一時恩給支給
引続く実在職三年以上七
年未満の下士官以上（下士官以上の在職年が一年以上の者）の者に支給されることとなった。

4、外国政府職員等抑留等の期間およびその他の通算
(1)外国政府職員等は、昭和二十年八月八日まで在職していた者は、全期間を、また、引続き海外に抑留された全期間も通算して恩給を支給することになった。

(2)戦犯としての拘禁期間は全期間を通算して恩給を支給することになった。

5、遺族援護法の一部改正
(1)支那事変中に内地などで勤務に關連して死亡した軍人、準軍人の遺族に遺族年金が支給される。

(2)大東亜戦争（昭和十六年八月八日）以後に内地などで勤務に關連して死亡した軍人（文官）軍属が事変中に在職していた者、また、引続き海外に抑留された全期間も通算して恩給を支給することになった。

月8日）以後に内地などで勤務に關連して死亡した軍人（文官）軍属、準軍属の遺族に甲慰金、遺族年金等が支給される。

(3)軍人恩給復活当時60歳未満であった軍人の父母等に遺族年金（七〇〇〇円）を支給する。（恩給表で扶養加給されているものは除かれる）

(4)軍人軍属（元軍人軍属を含む）が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって受傷し、病により死亡した場合、その遺族に甲慰金、遺族年金が支給される。

(5)入營途上、または復員後帰郷途上において死亡した者の遺族に特別支出金（一〇万円）が支給される。

(6)夫に対する遺族年金などの支給条件が緩和され支給される。

(7)軍人（文官）軍属が事変中に在職していた者、また、引続き海外に抑留された全期間も通算して恩給を支給することになった。

を支給することになった。（公務障害年金（一時金）の十分の七・五額）

6、戦没者等の妻に対する特別給付金（二十万円）
(1)満洲開拓青年義勇隊の妻で昭和四十五年十月一日に遺族給与金を受けた者。

(2)事変地、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の妻で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受けた者

7、戦傷病者等の妻に対する特別給付金
1款症以上は十万円
2款症以下は五万円

昭和三十八年四月一日に不具廢疾の程度が傷病年金の第四款症（障害年金等は第五款症以上）の給付を受けた者の妻。

8、戦没者の父母等に対する特別給付金（十万円）
(1)満洲開拓青年義勇隊員の父母や祖父母で、昭和四十五年十月一日に遺族給与金を受け、死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子も孫もいなかった者

十五年十月一日に遺族年金を受け、死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子も孫もいなかったもの、または死亡者の死亡当時、同じ氏の子も孫もなく、本年九月三十日まで同じ氏の子も孫もなかった者。

9、旧金鶏勳章一時賜金受給者の銀杯贈呈
満洲事変までの旧金鶏勳章年金受給者には金十万円が支給（旧勳章年金受給者に關する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）「されたが、昭和十五年四月二十九日付で金

助において事業を進める区域の指定を受けている。以上の市街地区域においては、小作地の保有制限を受けないことになりました。

以上
次回には農地法第十五条（国が売り渡した農地等の買収）の改正点を掲載の予定。

御芳志ありがとうございました
し小中学校へ多額の御寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

田川財務事務所

田川警察署長

田川町教育後援会

山口サチ殿

御主人猶喜様香典返礼と

金田町教育後援会

山口サチ殿

御主人猶喜様香典返礼と

家庭裁判所に申立てをするには

わたしたちの生活と家庭裁判所

福岡地方裁判所田川支部

家庭裁判所は、家庭に関する問題について、国民の日常生活に密着した多くの事柄をいろいろな方法で取り扱っています。家庭裁判所の仕事は、家庭内の争いに関することだけではありません。もちろん、家庭裁判所では離婚や慰謝料の請求の争いを解決するため、調停や審判を行なっていますが、このほかに、たとえば戸籍に誤りがあったときこれを審査して訂正することを許可したり、遺言書を遺族の立会いのもとで検認したりすることも、家庭裁判所の仕事の一つです。また、知人の子を養子にしたいという申立てがあれば、縁組がその子のしあわせになるかどうかを判断して、その許可を決めたり、交通事故などで両親を失った子どもたちのために後見人を選任して成人するまでの養育や、財産の管理が十分に行なわれるよう見守ってやったりすることなども、同じく家庭裁判所の

大きな役目の一つとなっております。このように、家庭裁判所の仕事は、わたくしたちの家庭生活の中で生ずるいろいろなできごとと密接なかわり合いを持っており、毎年数十万人の人が家庭裁判所を利用しています。そこで今回は、家庭裁判所に申立てをする必要が生じたときに、どのようにすればよいかを、簡単に話したいと思います。

申立てをするには、家庭裁判所への申立ては受付の窓口で「申立書」を提出して行なうのが通常のやり方ですが、この手続はだれでもたやすくできるよ

うに、いろいろな工夫されています。まず、申立手数料ですが、いま例にあげた戸籍訂正や縁組の許可、後見人の選任などのように、争いの解決とは関係のない事柄についての申立ての場合——甲類審判事件——には二百円、夫婦間の問題の解決や

で申立てができればよいです。このほかに、裁判所からの連絡に使う郵便切手がとりあえず百円程度必要ですが、血液型を鑑定するとか、官報に公告することかなどの特別なことが必要でないかぎり、手続全体に要する費用もそれほど多額にならなくて済むのが普通です。

このように、申立てに伴う経済的負担ができるだけ軽く済むように配慮されていますが、なお費用の負担が困難な人のためには、各地に法律扶助協会がありま

るので、場合によっては、ここでいろいろな援助を受け、はるかに低廉な費用で申立てを求め、争いの解決を求める申立ての場合——調停事件または乙類審判事件といえます——には三百円と定められており、地方裁判所などで行なわれる他の裁判手続の場合に比べ、はるかに低廉な費用で申立てを求め、争いの解決を求める申立ての場合——調停事件または乙類審判事件といえます——には三百円と定められており、地方裁判所などで行なわれる他の裁判手続の場合に比べ、はるかに低廉な費用

けることもできます。次に申立書ですが、ほとんどの場合、裁判所の窓口を用意されている申立書用紙に、必要な事柄を書き込んで押印すれば済むようになっています。また、内容がこみひいて、記入のしかたがわからないような場合には、窓口の係員が相談に応じていますし、身体が不自由だとか老れいとかなどのため、書面を作ることがむずかしい場合には、口頭で申立ての目的や内容を係員に伝え、係員が調書を作ってもらう方法もあります。なお、申立書といっしょ

婦人会の皆様

黄色い帽子

ありがとうございます

金田小学校長 加治馨

去る九月二日、金田町婦人会の皆様方からシール券を集められた尊い代金で、本校一年児童(二〇五名)に「黄色い帽子」のご寄贈をいただきました。児童は勿論のこと、父兄、職員ともに感謝にたえず、厚くお礼申し上げます。児童の交通安全の問題は、現在では、
提出する書類として、戸籍謄本や住民票の写しなどが、申立てをするときにいっしょに持参すると便利ですが、その後は、どうなるか。
このようにして、申立てがされまると、審判事件については家事審判官の審理が、調停事件については原則として調停委員会の調停が始まり、申立人や事件の關係人などから詳しく事情を聞き、さらにその他必要の調査や証拠調べなどをして手続が進められます。しかし、これらの手続は、訴訟のように複雑ではありません。また、申立書といっしょ

まかいことを知らなくても困るようなことは少ないと思われま。以上説明しましたように家庭裁判所の手続は決してめんどうなものではなく、費用もあまりかかりません。このほか、家庭裁判所には相談係もあり、不明な点の相談に応じていますので、家庭にもめぐることが起った場合はもちろん、その他家庭に関する事柄で、申立てをしなればならない問題が起きたときにも、進んで家庭裁判所を利用して、問題を解決して、明るい家庭を作っていただきたいと思



昭和四十六年十月二十日